

人材開発支援助成金

建設労働者技能実習コース

若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、
キャリアに応じた技能実習を実施した場合に助成されます。

助成額

システム登録者 = 建設キャリアアップシステム技能者情報登録者

賃金助成		通常	賃金要件達成
中小建設事業主 (被保険者数20人以下)	システム登録者	9,405円/日	通常助成に加算 +2,000円/日
	システム登録者以外	8,550円/日	
中小建設事業主 (被保険者数21人以上)	システム登録者	8,360円/日	通常助成に加算 +1,750円/日
	システム登録者以外	7,600円/日	

経費助成		通常
中小建設事業主 (被保険者数20人以下)		3/4
中小建設事業主 (被保険者数21人以上)	35歳未満の労働者	7/10
	35歳以上の労働者	9/20
中小建設事業主以外の建設事業主が自らが 雇用する女性建設労働者に技能実習を行う場合		3/5

年間支給上限額
500万円

年度技能実習コースに
係る経費助成、賃金助成
及び生産性向上助成の
支給額の合計

モデルケース

例 中小建設事業主(被保険者数20人以下)
の企業のシステム登録者以外が受講した場合

経費助成/支給上限額:10万円
(1つの技能実習について、1人あたり)

賃金申請

建設業従業員5名を4月1日から3日間技能講習を受講

5名3日分の賃金経費を申請!

8,550円×延べ15日分

128,200円 申請!
(100円未満切り捨て)

経費申請

(講習料30,000円+教材費30,000円)×5名×3/4

225,000円 申請!

たとえばこんな教育訓練があります!

アーク溶接、ローラー運転、クレーン
運転、玉掛け、堀削等作業主任者技能
講習、ガス溶接技能講習、車両系建設
機械運転技能講習 等

※OJTや営業活動の一環として行う
技能実習は対象になりません。

平成30年11月より
フルハーネス講習も対象になりました!